

(揮発油税法の一部改正)

第十条 揮発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

(輸出免税)

第十五条 省略

2 前項の規定は、同項の移出をした揮発油の製造者が、当該揮発油につき当該移出をした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る。)に同項第二号に規定する事項を記載し、かつ、政令で定めるところにより当該揮発油の輸出に關する明細を明らかにしている場合限り、適用する。

(輸出免税)

第十五条 同上

2 前項の規定は、同項の移出をした揮発油の製造者が、当該移出をした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る。)に当該揮発油の移出に關する明細書及び当該揮発油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

3 第十四条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。

この場合において、同条第四項中「同項各号に定める場所に移入する前」とあるのは「輸出する前」と、「税務署の税務署長」とあるのは「税務署又は税関の税務署長又は税関長」と読み替えるものとする。